

國第  
十  
回  
**參議院厚生委員會會議錄第十八号**

委員の異動  
後一時五十二分開会

三月二十三日委員川村松助君辞任につき、その補欠として草薙隆圓君を議長において指名した。

○本日の会議に付した事件  
○結核予防法案（内閣提出・衆議院受付）

○委員長(河崎ナツ君) 只今より厚生委員会を開くことにいたします。

その詳細な説明を厚生省から聽取いたすことにいたします。厚生省公衆衛

○政府委員(山口正義君) 結核予防法案につきましては、先般大臣から提案

が、私から補足的にお手許に差上げま  
した法案につきまして逐條御説明を申

ました法案の第一章は第一條から第三條まででございまして、これはこの法

の目的並びに国及び地方公共団体の義務、医師その他の医療関係者の義務、これらを規定して、あります。

第二章は健診に関する規定でございまして第四條から第十二條までござります。先ず定期の健診についてでございますが、第四條の第一項は事業場或いは学校その他の施設といふような集団生活者に対する定期健診

断の規定でございまして、その義務者は事業の使用者或いは学校、施設等の長ということでございます。第四條の第二項は、これは保健所長はその管内の結核予防行政について責任を持つべき立場にござります。且つ健康診断のための器材の活用についても調整を図る必要がございますので、保健所長が学校、施設におきまして実施されます健康診断につきまして、期間或いは期日を指定することができるという規定でございます。第四條の第三項は、これは厚生大臣が指定いたします区域と申しますのは、一般的に見まして統計の上から結核が比較的蔓延しておるという地区、つまり年間死亡率が高いといふようないわゆる般聴地区の住民に對しまして、定期の健康診断をするという規定でございます。この際の義務者は市町村長になつてるのでござります。第四項は、本法と他の法令、例えは労働基準法或いは学校教育法というような他の法令に基きます健康診断との調整を詰つているのでござります。これらの定期健康診断を要します費用は、事業の場合は全部事業主が負担いたします。それ以外の場合は受診者から実費を徴収することができるといふ規定になつておりますが、実費の徴収できないものにつきましては、実施者が三分の一、都道府県が三分の一、国が三分の一負担するということになります。第五條は定期外の健康診断でございまして、これはその第五

條の一、二、三、四に書いてござります。すように、結核予防上特に必要と認められるような、集団或いは個人に対し定期外に健康診断を実施するという規定でございます。第六條は健康診断の方法に関する規定でございます。第七條は、第四條、第五條に對応いたしまして受診者の義務を記載しているのであります。定期の健康診断につきましては罰則はございませんが、定期外の健康診断につきましては罰則の規定がございます。第八條は他で受けた健康診断、例えは医師にて自発的に健康診断を受けた場合、或いは転職、転校の場合で、定期の健康診断を受けるときには、その定期の前の三ヶ月以内に受けた者については、その定期健康診断或いは定期外健康診断とみなすというふうな規定でございます。それから第九條は定期の健康診断を受けなかつた者、何かの事故のために、或いは疾病のために受けなかつた者につきましては、その事故が消滅いたしましたときには、その事故の消滅後一月以内に定期外健康診断を受けなければならぬといふ規定でございます。第十條は健康診断に関する規定でございます。記録に関する規定でございます。

第十二条は健康診断に関する規定でござります。  
第三章は予防接種に関する規定でござります。  
いまして、これは第十三條から二十  
條までございます。現行の予防接種は  
に規定されております結核に関する予  
防接種を抜き出しまして、健康診断と  
予防接種というものを直結させて結核  
対策を立て行くというためにこちらに  
に抜き出したわけであります。定期的  
予防接種の規定、或いは定期外の予防  
接種の規定、大体健康診断に関する規  
定と同様に取扱つてるのでございま  
す。この場合の費用も実費徴収ができ  
る建前になつております。この予防  
接種につきましては事業主の負担を認  
めておりません。第十四條は定期外の予  
防接種は十五條は予防接種はツベル  
クリン反応を判定した日から直ちに行  
なうのが建前でございますが、直ちに行  
えない止むを得ない事情があるとい  
うような場合には、二週間以内にすれ  
ば差支えない。それを二週間を越した  
場合にはもう一遍ツベルクリン反応を  
繰返してやらなければならぬとい  
う規定でございます。十六條は先ほどの  
健康診断の受診者の義務と同様に、予  
防接種を受ける者の義務の規定でござ  
ります、これも定期と定期外に分け  
てございまして、定期のほうは罰則は

ございませんが、定期外のほうは罰金がございます。それから第十七條は、で受けたツベルクリン反応検査及び防接種の規定でございまして、これ先ほどの他で受けた健康診断の場合同様な取扱をすることになつております。第十八條の定期の予防接種を受ける記録についての規定でございります。二十條は予防接種に関する通報です。二十一條は予防接種に關しての省令委任の規定でございります。以上が第三章の予防接種に関する規定でございます。

第四章は患者の届出、登録、及び対する医師の指示に関する規定でございまして、二十二條から二十七條までございます。二十二條は医師のう届出に関する規定でございまして、現行法にもございまし、又先般提議理由の説明にもございましたように、伝染病届出規則にもございます。それをまとめましてここで新らしく條文設けたわけでございます。二十三條は病院に入院或いは療養所に入所して、つた者が退院いたしました場合における病院管理者の行う届出に関する義務と、医師からの届出、或いは二十三條によつて届出られました患者についての行う登録に関する規定でございまして、医師から家庭訪問指導を行わせるといふ保健所長が登録を行いまして、必要に応じて家庭訪問指導を行わせるといふ

三

ふうにするわけでございます。二十五条はその家庭訪問指導に関する規定でござります。二十六條は二十七條は結核患者並びに死亡者に対する死亡診断書、死亡診断等における医師の指示に関する規定でございまして、医師はその職務の性質上、患者の療養については当然指示いたしますが、この結核の染病の特殊性に鑑みまして、他への伝染防止についての指示をしなければならないという規定でございます。本章におきましては第二十二条に医師の届出に関する規定でございまして、職場のそれから二十六條、二十七条の医師の指示につきましての罰則がございます。

第五章は伝染防止に関する規定でございまして、二十八條から三十二條までございますが、二十八條は菸葉禁煙に関する規定でございまして、職場の関係上他に結核を伝染させる虞れが著しいと認められるような患者がありましたが、期間を定めまして、従業の禁止を都道府県知事が命ずるという規定でございます。それに従わない場合の罰則の規定がございます。第十九條は、従業の関係から他に結核を伝染させる虞れがあるというような者に対しましては、やはり都道府県が一定の期間を定めまして、療養所に入所することを命ずるという規定でございます。二十九條の二項のほうは、国又は地方公共団体の開設する療養所あるいは国から補助を受けておる療養所は、こういう入所命令を受けた患者を受け容れる際に正当な理由がない場合にはそれを拒否してはならないという規定でござります。第三十條は結核菌汚染された家庭の消毒に関する規定

でござります。三十一条は結核菌感染されました物件の消毒或いは廃棄等を行います場合に、必要に応じて都道府県知事が当該官吏に立入を認めます。二條は家屋の消毒或いは物件の消毒等を行います場合に、必要に応じて、それらを一條にはその損失の補償に関する規定が二項以下に記つてござります。あるいは質問をさせ、調査をさせることでござります。第六章は医療に関する規定ですが、三十三條から四十三條まで、三十三條は地方公共団体に対しても、厚生大臣が結核療養所の設置及び拡張の勧告を行うことができない規定でございます。この勧告主義は、三十三條は一般患者に対する医療でござりまして、これは結核の適正な医療の実現をいたすために、一定の條件をなつたもの、例えば医療が本條に省令で定めた内容のものであると、医療機関でその医療が行われるような場合に限りまして、患者から申請によりまして都道府県が医療をする費用の二分の一を負担することができるという規定でござります。

の規定  
廃棄に  
お三十  
規定  
三十  
三十四條の二項は申請の手續でござ  
して、三項は都道府県知事がそ  
う申請を受けまして、それを許可する  
というときには保健所に設置されまし  
た結核診査協議会の意見を聞いて行わ  
なければならぬといふ規定でござい  
ます。四項は、そういうふうにして医  
療費の負担をいたします場合に、六ヵ  
月たちました場合には、更にもう一遍  
改めて診査するという規定でございま  
す。三十五條は、先ほどの伝染防止の  
所の規定にございました従業禁止、或  
いは命令入所をさせられました患者  
が、医療されました場合に、経済的の  
理由によつて医療費の負担ができない  
というようなときには、国が「二分の一」  
府県が二分の一負担をしてやるとい  
う規定でござります。三十六條は指定医  
療機関でございまして、三十四條、三  
十五條に規定いたしました医療を担当  
してもらうために医療機関を指定する  
規定でござりますが、これが国が開  
設した病院又は診療所につきまして  
は、厚生大臣がその主務大臣の同意を  
得て指定いたします。その他の病院に  
つきましては都道府県知事が開設者の  
同意を得て指定するということになつて  
ております。二項、三項はその指定医  
療機関の行うべき義務の規定でござ  
ります。四項は指定医療機関の辞退に關  
する規定、五項は取消の規定でござい  
ます。六項はその取消を受けた場合に  
弁明の機会を與える、弁明に関する規  
定でございます。第三十七條はこの医  
療費の負担につきまして、社会保険、  
生活保護法と本法との關係でございま  
す。一般患者、即ち第三十四條の患者  
の一分の都道府県に關する療  
医療を補  
一分の都道  
一分の都道  
一分の一

につきましての医療につきましては、本法が社会保険各法或いは生活保護法の半分を負担いたします。即ち本法に基いてもらうということになるのです。ですが、との半分を社会保険であります。いろいろふうに給付されるかということがあります。社会保険法の規定に従うといふに従ってございます。それから第三十五条、即ち従業禁止とか、或いは命入所の患者につきましての医療費の負担につきましては、社会保険各法が本法に優先いたしまして、本法と生活保護法の関係では本法が生活保護法に優先いたします。申しますのは、社会保険の給付を受けられるということは、経済能力の一つといふうに考えます。社会保険を本法より優先させていただきます。生活保護法の補足性に従いまして、本法が生活保護法に優先するとして、いうことになつております。第三十一条は被保険者の行う申請でございまして、社会保険によつて医療の全額について規定です。三十九條は診療報酬の基準に関する規定でございます。四十條は被保険者が考えられますので、この場合がいい場合が考えられますので、この場合は保険者が代つて申請を行ふことができるという規定でございます。四十一條は、一條は一々成規の手續をとつていいとまのないといふ急迫の事態の場合でございます。四十二條は報告の請求及び検査に関する規定でございます。四十三條は省令委任に関する規定でございます。

これは四十四條から五十條までござります。四十四條は結核予防審議会に関する規定でございまして、厚生大臣の諮問機関として、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要な事項を調査審議してもらうために、結核予防審議会を開く規定でございます。四十六條は、十五條はその結核予防審議会の委員会に設けるという規定でございまます。四十七條は結核予防審議会の運営に関する規定でござります。四十八條は先ほど医療費の負担の所について申上げました保健所ごとに置かれる結核診査協議会に関する規定でござります。四十九條はその結核診査協議会の委員会に関する規定でござります。五十條は協議会に関する規定でござります。五十一條は協議会に關しての政令委任についての規定でござります。

第八章は先ほど来申上げました費用に関するものを一まとめにした章でございまして、都道府県の実質的に支弁すべき費用、市町村の支弁すべき費用、それなどを一まとめにしてござります。ただここで療養所に関する補助は五十七條、五十九條、六十條にございますが、五十七條は先ほどの厚生大臣が地方公共団体に対して設置或いは拡張の勧告をした場合は、国が二分の一を補助するという規定でござります。五十九條は勧告をしなかつた場合、これらの地方公共団体に対して予算の範囲内で二分の一を補助するという規定でございます。六十條は當利を目的としない法人、これは從来公益法人だけだったのでございますが、今度は幅を広げまして當利を目的としない法人、例えば医療法人とか学校法人、そ



ふうな御用意があるかどうか、私どもはおぼろげながら、極く新らしい最近の委員でありますけれどもが、各地のは思われませんけれども、それは薬の進歩もありましようけれども、いずれにしましても結核の場合は相当私は越しておるのじやないかと思つて、今日まで楽しみにして参つておるのであります。どうぞ国民がこうして大きな期待をかけておりますものを、かように手のものが、延いては立法の府のこのやり方までが非難をせられるということにしておるのじやありませんが、先に堪えないのであります。私どものほうでも考えなくちやなりませんが、必ず厚生当局はかような非難に対するどういうような対策的御用意があるかどうかを承わりたい。

になりますする練達堪能な事務当局から拜聴いたしますることも結構と思ひます  
が、私申上げました趣旨に則りまして、厚生大臣が御出席の上で、大臣から本問題に対しましての明解なる政府の所信を承わつて、本案の審議にお入り願いたいと私は思います。要すれば本問題の提供者でありまする武見太郎君も或いは証人としてこの委員会に御喚問に相成り、同時に大臣の、政府府当局のそれに對する所信を承わりますることが、進行上非常に適切ではないかと本員は考える次第であります。

○有馬英二君 只今山下委員からの御発言、誠に御尤もな次第と存じます。つきましてはこの法案の重大性に鑑みまして、又更にかような疑義を社会が持つておるというところからいたしまして、武見太郎君を証人として喚問するばかりでなく、更に知識階級、或いは予防について從来多年経験を持つておられるというような学識経験の当事者を参考人として呼びまして、果してこの法案が我々の現在望んでおるところの法案として考えるべきであるか、これについてもつとよく検討して見たいたいと私は思う。公聽会なり或いは然るべき機会を一つ作つて頂きたいと私は要望いたします。

○谷口禰三郎君 只今山下委員、有馬委員又松原委員からの申されたことは實に適切な言葉でござりますし、実際にこれを審議する上において、そういう方面を十分検討することが必要であると思ひますので、私賛成いたしました。

○委員長(河崎ナツ君) 皆様の御提案で大体御賛成でございますから、それではこれはそういうふうな取扱方をい

たすることにいたしました。今日この問題に  
疑いがありますことは、これは実は、へ  
つしやるようです。ただ大臣がお見えにな  
つただけでは解決つかないと思は  
ますから、改めて次回に大臣のおい  
を頂き、且つ又その御指定のかたへ  
もおいで頂き、当局も一応論文をお書  
み下さつて論難に対する正しい御説明  
を願うというふうな御準備を願うこと  
にいたしまして、それでは結核予防法  
はこれで一先ず打ち切ることにいたし  
ます。

実は準備いたしておりました予防接種法  
種法の一部を改正する法律案がござ  
ますが、これは簡単なものでございま  
すのですが、なお詳細な御意見を今は  
は聞くことにいたしましようか。そわ  
とも結核予防法案のこの問題がこそこ  
で参りまして、これで今日は打切ること  
にいたしましようか。いずれにいた  
しましようか。

○山下謙信君 予防接種法は本案に対  
して密接不可分の法案であると私はござ  
えますので、同様のお扱いを願いたいと  
思います。

○委員長(河崎ナツ君) 山下委員の御  
提案がござりますが……。

「異議なし」「賛成」と呼ぶ者より

○委員長(河崎ナツ君) では皆様の御  
意見がそういうふうでござりますから、  
本日はこれで散会をいたすことといた  
します。

<p>政府委員</p> <table border="0"> <tr><td>厚生省公衆衛生局長</td><td>山口 正義</td></tr> <tr><td>事務局側</td><td></td></tr> <tr><td>常任委員</td><td>草間 弘司</td></tr> <tr><td>会専門員</td><td>谷口彌三郎</td></tr> <tr><td>常任委員</td><td>多田 正己</td></tr> <tr><td>会専門員</td><td>松原 一彦</td></tr> </table>	厚生省公衆衛生局長	山口 正義	事務局側		常任委員	草間 弘司	会専門員	谷口彌三郎	常任委員	多田 正己	会専門員	松原 一彦	<p>三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。</p> <p>一、国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆)</p>	<p>草葉 隆圓 長島 銀藏 上條 愛二 藤原 道子 山下 義信 谷口彌三郎 松原 一彦</p>
厚生省公衆衛生局長	山口 正義													
事務局側														
常任委員	草間 弘司													
会専門員	谷口彌三郎													
常任委員	多田 正己													
会専門員	松原 一彦													

第四條の次に次の二條を加える。  
第四條ノ二 組合ノ事務所又ハ第  
一條ノ十ノ規定ニ依ル施設ニ用ニ  
スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得  
ハ所有權ノ保存ノ登記ニ付テハ第  
一條ノ十ノ規定ヲ課セズ  
第八條ノ二を第八條ノ三とし、  
下第八條ノ二十二までを順次一條  
つ繰り下げ、第一章中第八條の次  
次の二條を加える。  
第八條ノ二 保険料其ノ他本法ノ  
定ニ依ル徵收金ニ関スル書類ノ  
達ニ付テハ地方税法（昭和二十  
年法律第二百二十六号）第十九條  
及第二十條ノ規定ヲ準用ス  
第八條ノ五前段中「療養ノ給付」  
「担当スル者」を「療養ノ給付ヲ担当  
スル者」（以下療養担当者ト稱ス）  
改め、同條後段、第八條ノ六第一項  
第八條ノ七、第八條ノ八第一項及び  
第三項、第五十條、第五十一條並び  
に第五十二條ノ三第二項中「療養  
ノ給付ヲ担当スル者」を「療養担当者  
に改める。  
第八條ノ九第一項中「費用ノ  
一部」を「費用ノ一部（以下一部負担金  
ト稱ス）」に、「徵收スルヨコトヲ得  
シ」を「徵收シ又ハ其ノ者ヲシテ療養  
担当者ニ支払ハシムルコトヲ得」と改め  
同條に次の二項を加える。  
保険者ハ特別ノ事由アル者ニ對シ  
一部負担金ヲ減免シ又ハ其ノ徵收  
若ハ支払ヲ猶予スルヨコトヲ得  
第八條ノ十中「療養若ハ助産」を  
「療養、助産若ハ葬祭」に改める  
第八條ノ十一第一項中「保険者」  
を「保険者（地方税法ノ規定ニ依リ  
国民健康保険税ヲ課スル市町村ヲ除  
ク）」に改める。

第八條ノ十二を次のように改め  
る。

第八條ノ十二 保険給付ノ種類、範  
囲、支給期間及支給額、保険料ノ

額、徵收方法及減免、一部負担金  
ノ負担割合、徵收若ハ支払方法及  
減免其ノ他保険給付、保険料及一  
部負担金ニ関シ必要ナル事項ハ條  
例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム  
ベシ。

第八條ノ十四第三号を次のように  
改める。

三 国民健康保険税又ハ保険料及  
一部負担金ニ関スル事項

第八條ノ十五第二項中「第八條ノ  
八及第八條ノ十」を「第八條ノ九及  
第八條ノ十一」に改め、同條に次の  
一項を加える。

第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別  
事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ム  
ルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域  
内ノ世帯主及其ノ世帯ニ属スル者  
ヲ以テ被保険者トスルコトヲ得  
第二十五條ノ三第二号中「又ハ準  
禁治産者」を削る。

第三十七條ノ四第二項中「第八條  
ノ八及第八條ノ十」を「第八條ノ九  
及第八條ノ十一」に改める。  
第四十二條中「第八條ノ九」を「第  
八條ノ十」に改める。

第八章 診療報酬請求書ノ審査  
第四十七條ノ二 保険者ハ社会保  
険診療報酬審査委員会ニ療養當  
者ノ提出セル診療報酬請求書ノ審  
査ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ審査ハ第八條ノ八第一項ノ  
規定ニ依ル厚生大臣ノ定ム所ニ照シ當  
該診療報酬請求ノ適正ナリヤ否ヤ  
ニ付行フモノトス

第四十七條ノ三 前條ノ審査ヲ行フ  
為都道府県知事ノ定ム所ニ依リ  
都道府県ニ又ハ二以上ノ国民健  
康保険診療報酬審査委員会(以下  
審査委員会ト称ス)ヲ置クモノト  
ス

第四十七條ノ四 審査委員会ハ療養  
担当者ヲ代表スル委員、保險者ヲ  
代表スル委員及公益ヲ代表スル委  
員各七人以下ノ同数ヲ以テ之ヲ組  
織シ都道府県知事之ヲ委嘱ス

前項ノ委嘱ハ療養担当者ヲ代表ス  
ル委員及保險者ヲ代表スル委員ニ  
付テハ夫々所属團体ノ推薦ニ依リ  
之ヲ行フ

第四十七條ノ五 審査委員会審査ノ  
為必要アリト認ムルトキハ都道府  
県知事ノ承認ヲ得テ當該療養担当  
者ニ對シ出頭及説明ヲ求メ報告セ  
シメ又ハ診療録其ノ他帳簿書類ノ  
提出ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ審査委員会ノ  
請求ニ依リ出頭シタル療養担当者  
ニ對シテハ都道府県知事ハ旅費、  
日当及宿泊料ヲ支給スベシ但シ其  
シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

ノ提出セル診療報酬請求書又ハ診  
療録其ノ他帳簿書類ノ記載ノ不備  
又ハ不当ノ為出頭ヲ求メラレ出頭

第八章 診療報酬請求書ノ審査  
第四十七條ノ六 都道府県ハ審査委  
員会ノ行方ヲ審査ニ付保険者ヨリ手  
数料ヲ徵收スルコトヲ得

第四十七條ノ七 本法ニ定ムルモノ  
ノ他審査委員会ニ關シ必要ナル事  
項ハ都道府県知事之ヲ定ム

第五十一條中「第八條ノ六」を「第  
八條ノ七」に改める。

第五十二條ノ十八を次のように改  
める。

第五十四條中「第八條ノ十二」を  
「第八條ノ十三」に改め、第二項の次  
に次の一項を加える。

第八條ノ十五第三項ノ規定ニ依リ  
市ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ  
世帯ニ属スル者ヲ以テ被保険者ト  
スル條例ニ付其ノ制定ノ認可アリ  
タル場合ニ於テハ前二項ノ規定ノ  
適用ニ付テハ當該市ノ當該区域ヲ  
市ノ区域ト看做ス但シ国民健康保  
險ヲ行フ社團法人ニ付テハ此ノ限  
ニ在ラズ

第一項第二項を削り、第三項中「五  
千円」を「三万円」に改め、「又ハ科  
料」を削る。

第五十六條中第一項を次のように  
改め、第二項を削り、第三項中「五  
千円」を「三万円」に改め、「又ハ科  
料」を削る。

第一項第二項を削り、第三項中「五  
千円」を「三万円」に改め、「又ハ科  
料」を削る。

一、予防接種法の一部を改正する法  
律案(予備審査のための付託は三  
月十六日)

一、医師法、歯科医師法及び薬事法  
の一部を改正する法律案

一、船員保険法の一部を改正する法  
律案(衆)

医師法、歯科医師法及び薬事法の  
一部を改正する法律案

医師が左に掲げる場合において自  
己の処方せんにより自ら調剤する  
とき、又は獸医師が自己の処方  
せんにより自ら調剤するときは、  
この限りでない。

一、省令の定めるところにより診  
療上必要があるとされる場合  
この限りでない。

一、省令の定めるところにより調  
剤する場合は、別に定める審議会  
の意見をきかなければならない。

一、省令を制定し、又は改正しようと  
するときは、別に定める審議会  
の意見をきかなければならない。

一、厚生大臣は、前項各号に規定す  
る省令を制定し、又は改正しようと  
する場合は、別に定める審議会  
の意見をきかなければならない。

一、厚生大臣は、前項各号に規定す  
る省令を制定し、又は改正しようと  
する場合は、別に定める審議会  
の意見をきかなければならない。

一、厚生大臣は、前項各号に規定す  
る省令を制定し、又は改正しようと  
する場合は、別に定める審議会  
の意見をきかなければならない。

一、厚生大臣は、前項各号に規定す  
る省令を制定し、又は改正ようと  
する場合は、別に定める審議会  
の意見をきかなければならない。

議会の意見をきいて、同條第一項各号に規定する省令を制定することができる。

### 船員保険法の一部を改正する法律案

#### 船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三條ノ四第一項中「第四十

二條乃至第四十二條ノ三」の下に

「第四十九條ノ七」を加え、同條第

二項中「葬祭料又ハ第三十六條、第

三十七條、第四十二條乃至第四十二

條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依

ル時金」を「葬祭料又ハ前項ノ一

時金」に、「前項」を「同項」に、同條

第三項中「第二項」を「第一項但書」

に改める。

第二十三條ノ五を次のように改め

る。

第二十三條ノ五 前條第一項ノ規定

ニ該当スル者ナキ場合ニ於テ葬祭

料又ハ同條同項ノ一時金ヲ受クベ

キ遺族ハ被保險者又は被保險者タ

リシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生

ハ厚生大臣ニ対シテ為シタル予告

ニ依リ其ノ者ノ中一人ヲ特ニ指定

シタルトキハ其ノ者トス

第三十六條、第三十七條第一項、

第四十二條及び第四十二條ノ三第一

項中「死亡シタル際」の下に「(其ノ

者ノ死亡當時胎児タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際)」を加える。

### 第四十二條ノ二第一項及び第四十

九條ノ二中「十五年未満被保險者タ

リシ者」の下に「(第三十四條第二号

ニ該当スル者ヲ除ク)」を加える。

### 第五十条ノ三を次のように改め

第五十条ノ三 遺族年金ノ支給ヲ受

クル者ニ遺族年金ノ支給ヲ受クベ

ハ其ノ子一人ニ付平均標準報酬日

額ノ十日分ニ相当スル金額(前條

第一項第四号又ハ第五号ノ場合ニ

於テハ二十四百円)ヲ前條各項ノ

遺族年金ノ額ニ加給ス

遺族年金ノ支給ヲ受クル子二人以

上アルトキハ其ノ子ノ中一人ヲ除

キタル子一人ニ付平均標準報酬日

額ノ十日分ニ相当スル金額(前條

第一項第四号又ハ第五号ノ場合ニ

於テハ二十四百円)ヲ前條各項ノ

遺族年金ノ額ニ加給ス

第五十二条第二項中「遺族年金ノ

支給ヲ受クル者」を「遺族年金、寡

婦年金、鳏夫年金若ハ遺児年金ノ支

給ヲ受クル者」に改める。

### 附 则

1 この法律は、昭和二十六年四月

一日から施行する。

2 老年年金の額の計算の基礎とな

る平均標準報酬日額は、当分の間、

第二十七條ノ三第一項の規定にか

かわらず、昭和二十六年四月一日

よりの被保險者である期間の平

均標準報酬月額とする。

3 養老年金の額の計算の基礎とな

る平均標準報酬日額は、当分の間、

第二十七條ノ三第四項の規定にか

かわらず、前項に規定する平均標

準報酬月額の三十分の一とする。

願

第一三二六号 昭和二十六年三月十

日受理

旅館業を食品衛生法より除外するの請

願

### 請願者 高知市本丁筋九九高知

県旅館商業協同組合理事長 榊本忠太郎

請願者 北海道函館市会所町五

万四千円をえるときは、第三十

五條の規定にかかるらず、その養

老年金の額は二万四千円とする。

紹介議員 君 寺尾豊君

紹介議員 有馬 英二君

4 前二項の規定による平均標準報

酬月額又は平均標準報酬日額に基

いて計算した養老年金の額が、二

月以内に支給される場合は、その

月の規定によつて算定される。

紹介議員 田侃一郎

請願者 関東農業連盟

請願者 佐野義理

請願者 田中義理

### 二日受理

医業分業反対に関する請願

請願者 田中義理

### 二日受理

医業分業反対に関する請願

請願者 田中義理

### 二日受理

医業分業反対に関する請願

請願者 田中義理

### 二日受理

医業分業反対に関する請願

請願者 田中義理

請

紹介議員 藤原道子君

師會內竹田侃一部

最近診療点数一点引上げにより、無理

紹介議員 中山壽彦君

この請願の趣旨は、第一四〇四号と同じである。

業務を担当し、かつ、その質の向上と数の確保ができるよう、立法措置を講

に完全看護、完全給食の実施をはかりつつあるが、すでに実施している療養

添法第十三條により、昭和二十六年  
三月三十日以降は病床を二十床以上有

第二八一號 昭和二十六年三月十五

所では、点数引上げによる収入を経営者の赤字補てんに使用し何等の改善もやつていないところもあり、厚生省においても実施困難を認めている。また患者も内容のわからない完全看護に不安を感じて いるから、完全看護完全給食の内容向上を図られたいとの請願。

しない医院または診療所では入院患者を四十八時間以上収容できないことになつているが、現下の経済事情からして本法に規定する施設の急速整備はもちろんのことわが国医療態勢の確立を図るには今後相当の期間を要し、到底望み得ない無理な要請であるから、本法の実施を改めて延期せられたことの

第一三八九号 暁和二十六年三月十四日受理

第一回四号 昭和二十六年三月十

医発六四九号「入所患者の退所指図について」の撤回等に関する請願  
請願者 沼木県足利郡毛野村太一  
内 松島理一外百九十三

金森房二外

紹介議員 藏原道子君

戰後遺族の援助輸出の具體策上

保護が完全に実施されない限り結構多く滅は期せられない。しかしに昭和十五年十月九日付をもつて出された医発六四九号による療養所入所患者の早期退所措置は、治療中の患者を作業療法を経ずしていきなり社会に放り出すものであり、折角の治療成果を水泡に期する結果となるから、作業療法を始めた後保護を確立するため、医発六四九号をすみやかに撤回せられたいとの

第一四〇五号 昭和二十六年三月十

第一三九三号 昭和二十六年三月十

頤

新医療法実施延期等に関する請願  
請願者 北海道函館市函館市医

紹介議員 鈴木彌平君

第八部 师生委员会会議録第十八号

昭和二十六年三月二十六日

昭和二十六年四月十日印刷

昭和二十六年四月十一日發行

參議院事務局 印刷者 印 刷 序